

尼崎市立琴ノ浦高等学校 部活動の方針

令和5年4月

尼崎市立琴ノ浦高等学校

1 部活動の方針

- (1) 活動通じて、部員間の和を育くむとともに、多様性の理解や人間性を育てる。
- (2) 生徒一人ひとりの自信と意欲を向上させるとともに、他者との連帯感を育むことで充実した高校生活や将来の豊かな人生に結び付け、社会とつながる意識を育む。
- (3) 「プレーイヤーズ・センタード」に基づく部活動を推進する。
(生徒を取り巻く関係者や指導者も、それぞれ良好な状態を目指しながら、生徒をサポートし、気づきを促し、成長に導く考え方)

2 適切な休養日の設定

- (1) 週当たり1日以上休養日を設定する。長期休業日中もこれに準ずる。
- (2) 1週間の活動時間は、22時間程度とする。

【尼崎市高等学校 部活動の方針による】

- (3) クラブ活動時間は、平常時、21:10～21:50まで、短縮授業時、20:50～21:50までとする。また、給食がない日は、20:20までとし、クラブ活動延長願を提出し、承認された場合は21:50まで延長できる。長期休業中の活動は原則2時間以内とし、下校時間は20:20とする。
- (4) 定期試験の1週間前から試験終了まで部活動を禁止する。但し、次の条件を満たし、クラブ活動特別許可願を提出した場合は、活動が認められる。試験中の活動時間は20:20までとし、クラブ活動の延長は認めない。
 - ① 試験中および試験後14日以内に試合があること。
 - ② 阪丹大会・県大会などの公式戦、及び発表会であること。
 - ③ 必ず、顧問が付き添って指導すること。

【琴ノ浦高等学校 生徒会規約による】

3 効率的・効果的な指導の推進

- (1) 生徒同士において、行き過ぎた指導、暴言、暴力、いじめ等は許さない。
- (2) 顧問は、活動方針、月間計画、年間計画を作成し、校長に提出する。
- (3) 生徒の心身の健康管理を徹底する。(スポーツ障害・外傷の予防・熱中症対策への配慮等を含む)
- (4) 活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策の措置を行い、事故を未然に防ぐ。
- (5) 部員間の和を育くむとともに、多様性の理解や人間性を育てる指導の方針を再確認し、指導に当たる。
- (6) 生徒の指導においては、体罰・ハラスメントを根絶する。